

平成25年第2回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成25年6月11日 開会

平成25年6月14日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成25年第2回鳴沢村議会定例会会議録

平成25年6月11日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	小林昭一	2番	渡邊政司
3番	渡邊明雄	4番	佐藤博水
5番	小林茂澄	6番	三浦利雄
7番	渡辺泉	8番	小林利雄
9番	渡辺久男	10番	田中稔

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

報告第1 号第一区・第二区からの陳情及び回答について
報告第2 号平成24年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書
について
報告第3 号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び

評価の報告について

議案第 2 2 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 2 3 号 平成 2 5 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 2 4 号 平成 2 5 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 2 5 号 平成 2 5 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 2 6 号 平成 2 5 年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

同意第 2 号 鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 報告第 1 号 第一区・第二区からの陳情及び回答について

日程第 5 報告第 2 号 平成 2 4 年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 報告第 3 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について

日程第 7 議案第 2 2 号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件

日程第 8 議案第 2 3 号 平成 2 5 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第10 議案第25号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第26号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算（第1号）

◎議長挨拶

議長（田中 稔君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第2回定例会開会に先だち、ご挨拶を申し上げます。

今回は25年度の一般会計と特別会計の補正予算などの議案が
用意されております。皆様のご協力により、有意義な定例会に
なりますようお願いして挨拶とさせていただきます。

開会 午前10時45分

議長（田中 稔君） ただいまから、平成25年第2回鳴沢村議会
定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を
開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであり
ます。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
小林昭一君、渡邊政司君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、5月14日に第1回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

なお、5月23日に山梨県自治会館で山梨県町村議会議長会自治功労者表彰式が行われ、小林茂澄議員、三浦利雄議員、渡辺泉議員、小林利雄議員、私が自治功労者表彰を受賞させていただきました。

また、三浦利雄議員が山梨県町村議会議長会退職役員感謝状を贈呈されました。このことについて、あわせて報告いたします。

次に、平成25年第1回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成25年第1回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対

し申し出、3月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月6日午後3時から、及び6月10日午後2時より議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は両日ともに委員全員と議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

決定された事項ですけれども、まず、6月6日の委員会で決定された事項については、次の4項目です。

1、会期は本日より6月14日までの4日間とし、配布してある会期日程表のとおりにする。

2、議案の委員会付託は配布してある議案付託表のとおりにすること。

3、議案第23号から議案第26号までの4件を一括議題、一括採決とすること。

4、一般質問通告日は、6月10日正午までとすること。

以上であります。

なお、閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行いました。

次に、6月10日に開催しました委員会の報告をいたします。

同日正午に通告が締め切られました6人10件の一般質問通告書の取り扱いについて、議長より諮問を受け、通告の取り扱い等を協議いたしました。

協議の結果ですけれども、渡邊政司君の「渋滞する国道139号線の迂回路確保について」及び「村の観光資源の有効活用策について」の2件の通告書は同様な一般質問が過去にあり、執行部より既に方針が示されていること、また、渡邊明雄君の

「富士山世界文化遺産指定に対する取り組みについて」の通告書は今回同一の内容の通告があることから、本人に通告取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うことに決定いたしました。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、同じく第1回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 三浦利雄君。

建設産業経済常任委員長（三浦利雄君） 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成25年第1回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月6日午後2時20分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、閉会中の継続調査申し出の件です。

閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終わります。

議長（田中 稔君） 次に、同じく第1回定例会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） 広報常任委員会の閉会中の継続調

査について、報告させていただきます。

4月24日午前10時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第12号（案）について及び次号議会だより掲載予定の追跡レポートについて、並びに閉会中の継続調査申し出の件の3件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第12号について、レイアウト、掲載記事内容等の広報構成を協議し、先月5月1日に全戸配布をいたしました。

また、次の議会だよりに掲載する追跡レポートについて、これまでに行われた一般質問のその後の執行部の対応を追跡調査した議事を2件掲載すること、また、閉会中の継続調査申し出につきましても、所管事務の調査について継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 次に、同じく第1回定例会において議決した鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

6月6日午後1時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と会議事件説明のために住民課長、住民課担当者1名、委託契約業者2名、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、地下水資源保全調査委託契約の締結についての件と閉会中の継続調査申し出の件です。

会議では5月9日に契約を締結された鳴沢村地下水資源保全対策基礎調査委託業務及び鳴沢村地下水観測井戸さく井工事の内容説明のほか、今後の事業日程についてなどの説明を聴取し、あわせて掘削予定の札木観測井の現場視察を行いました。

また、閉会中の継続調査の申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（田中 稔君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの4日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答 について

議長（田中 稔君） 日程第4、報告第1号第一区・第二区からの

陳情及び回答についてを議題といたします。

この件について報告を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺千秋君） 報告第1号第一区・第二区からの陳情及び回答についてご説明申し上げます。

鳴沢村第一区より平成25年5月9日付、第二区より平成25年4月4日付で平成25年度陳情を受け、担当課で現地調査及び検討を行い、取りまとめた結果を別紙のとおり、第一区に平成25年5月24日付、第二区に平成25年4月18日付で、項目ごとの対応について回答いたしました。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の報告を終了いたします。

◎日程第5 報告第2号平成24年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（田中 稔君） 日程第5、報告第2号平成24年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

この件について報告を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 報告第2号平成24年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成24年度事業の一部を平成25年度へ繰り越すために、本年第1回定例会において議決いただきました繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

本年第1回定例会において、5事業、総額7,014万8,000円を繰越明許費として議決していただいております、全額を繰り越いたしました。

翌年度繰越額の内訳としては、中山間地域総合整備事業870万円、村道維持補修事業550万円、村道改良事業4,533万2,000円、消防施設等整備・管理事業536万6,000円、防災対策事業525万円、以上5事業、総額7,014万8,000円が平成25年度への繰越明許額となります。

これらの財源として、社会資本整備総合交付金をはじめとした国庫支出金1,549万4,000円、消防施設及び設備整備事業補助金として県支出金536万6,000円、一般財源4,928万8,000円を繰り越いたしました。

いずれの事業も、さまざまな要因により平成24年度内では執行が困難となったため、繰り越し明許としたものでありますが、鋭意計画的に事業執行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で報告第2号についての報告を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で報告を終わります。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

**◎日程第6 報告第3号教育に関する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価の報告について**

議長（田中 稔君） 日程第6、報告第3号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題といたします。

この件について報告を求めます。教育長。

教育長（小林三郎君） 報告第3号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について、ご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、平成24年度についての教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行いましたので、同条同項の規定により報告するものであります。

表紙の次が、評価の報告書です。

評価項目については、鳴沢村第4次長期総合計画の基本計画の施策に基づき、教育委員会の活動についての評価、教育委員会が管理・執行することについての評価、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についての評価を大項目として分類し、中項目には学校教育の充実、青少年の健全育成、文化活動の推進、文化財の保護と活用、生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーションの推進について評価を行い、評価項目・内容については、教育委員の意見・評価も参考にして行っております。

以上で報告第3号についての報告を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の報告を終了いたします。

◎日程第7 議案第22号鳴沢村介護保険条例の一部を改正
する条例を定める件

議長（田中 稔君） 日程第7、議案第22号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（渡辺一博君） 議案第22号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料が改定されることとなります。第5期鳴沢村介護保険事業計画においては、保険料は前期と同額になり改定の必要はありませんでしたが、介護保険条例に年度の記載があったため改正する必要性があり、改正漏れとなっている部分の改正を行うものであります。

改正の内容は、議案の2枚目をご覧ください。

第2条中、「平成21年度から平成23年度」とあるのを「平成24年度から平成26年度」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第22号の提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中 稔君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第23号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)

◎日程第9 議案第24号平成25年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

◎日程第10 議案第25号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎日程第11 議案第26号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議長(田中 稔君) 日程第8、議案第23号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)から、日程第11、議案第26号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長(小林 優君) 議案第23号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)から、議案第26号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの4件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成25年度の各会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものとして、新たに2億9,571万7,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を27億5,202万1,000円とするものであります。

主な歳出の概要につきましては、消防施設等整備・管理事業1億3,581万5,000円、防災行政無線維持管理事業1億3,200万円、簡易水道事業特別会計繰出金647万円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、現在、申請中の借入額の70%が基準財政需要額に算入される緊急防災・減災事業債の採択を見込んだ2億6,766万円の借り入れや一般財源として前年度からの繰越金2,275万9,000円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成25年度予算と平成24年度からの平成25年度に繰越明許させていただいた予算の総額は28億2,216万9,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第23号から議案第26号までの提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第23号から議案第26号までの4件については会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

議長（田中 稔君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月12日から13日までの2日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。したがって、本会議は

6月12日から13日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は6月14日午後3時20分から再開いたします。
本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年6月11日

議会議長

署名議員

署名議員

平成25年6月14日再開

1、出席議員

1番 小林 昭一	2番 渡邊 政司
3番 渡邊 明雄	4番 佐藤 博水
5番 小林 茂澄	6番 三浦 利雄
7番 渡辺 泉	8番 小林 利雄
9番 渡辺 久男	10番 田中 稔

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 三浦寿得 企画課長 渡辺重夫
福祉保健課長 渡辺一博 住民課長 渡辺安司
振興課長 渡辺伸一 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第23号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算
(第1号)
日程第4 議案第24号平成25年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第25号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算(第1号)
日程第6 議案第26号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算(第1号)

- 日程第 7 同意第 2 号鳴沢村公平委員会委員の選任について
同意を求める件
- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 3 時 2 1 分

議長（田中 稔君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡邊明雄君、佐藤博水君を指名いたします。

◎日程第 2 諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 2 5 年第 1 回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、2 番 渡邊政司君。

2 番（渡邊政司君） 2 番 渡邊政司。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会について報告をさせていただきます。

3 月 2 6 日火曜日、1 3 時より招集され、第 1 回定例会が行われました。出席者は議員 1 5 名と会議事件説明のために執行部 2 名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が 2 6 日、1 日間と決定されました。

会議事件は 9 件で、内容としましては、部分林植栽に関する件、人工部分林手入れ方法に関する件、主産物払い下げに関する件、

恩賜県有財産借地に関する件、主産物払い下げに関連する件、人工部分林内耕作に関する件について、事務局から一括して説明があり、いずれも原案のとおり可決されました。

また、公平委員の選任については、富士河口湖町大嵐の渡辺正勇氏が選任され、同意されました。

続いて、平成25年度一般会計予算について、事務局から歳入歳出総額をそれぞれ1億462万7,000円とする予算について提案説明があり、原案のとおり可決されました。

次に、平成25年度美化協会計予算について、歳入歳出総額それぞれ1,850万1,000円とする予算について提案説明があり、いずれも原案のとおり可決されました。

その他としましては、定例会の後、県庁で横内正明知事に表敬訪問をいたしました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 河口湖南中学校組合議会、1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

平成25年第1回組合議会全員協議会が3月25日午後2時より開催されました。

協議事項は、河口湖南中学校校舎改築工事についてです。

議事は、河口湖南中学校普通教室棟改築工事の全体工程表が示され、遅れていた工事が当初の工程計画となった旨の内容説明、質疑応答、討論の場が設けられました。また、特別教室棟から生ごみ処理機移設工事までの全体工程表も提示がありました。

次に、平成25年第2回河口湖南中学校組合議会定例会が3月25日午後2時30分より招集され、会議が行われました。

議員14名と教育委員3名、会議事件説明のために、組合長渡

辺凱保富士河口湖町長をはじめ、事件説明のために執行部7名の出席がありました。

本会議においては、まず会議が25日、1日間と決定されました。

会議事件は2件で、内容としましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,178万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,701万6,000円とする旨。これは、国からの緊急防災・減災事業の補助金が見込まれたためです。

次に、平成25年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算歳入歳出予算議定の件、内容は歳入歳出それぞれ1億2,517万7,000円とする旨です。

いずれも原案のとおり可決され、最後に一般質問が行われました。

また、議会終了後、普通教室棟改築工事の進捗状況の説明と視察が行われました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 青木が原ごみ処理組合議会、8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

5月30日9時30分より招集され、会議が行われました。

議員9名と、会議事件説明のために、富士河口湖町長をはじめ、事件説明のために執行部3人の出席がありました。

本会議においては、まず会期は30日、1日間と決定されました。

会議事件は1件で、内容としましては、青木が原ごみ処理組合ごみ焼却施設解体工事請負契約締結について、契約金額8,641万5,000円で原案のとおり可決されました。

以上で青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたします。

議長（田中 稔君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第23号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）

◎日程第4 議案第24号平成25年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◎日程第5 議案第25号平成25年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎日程第6 議案第26号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（田中 稔君） 日程第3、議案第23号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）から、日程第6、議案第26号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊明雄君。

予算決算常任委員長（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄。

今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第23号平成25年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）から議案第26号平成25年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る6月11日に開

催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された4議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（田中 稔君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論にはいります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号から議案第26号までの4件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第23号から議案第26号までの4件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（田中 稔君） 起立全員です。したがって、議案第23号から議案第26号までの4件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第7 同意第2号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件

議長（田中 稔君） 日程第7、同意第2号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 同意第2号鳴沢村公平委員会委員の選任について同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡辺喜頼氏が6月24日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、後任といたしまして、鳴沢村1029番地5、渡辺正士氏を選任したいと思っております。

ご存じのように、人格、識見とも優れ、適任と認められますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（田中 稔君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（田中 稔君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第8 一般質問

議長（田中 稔君） 日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡邊政司君からの富士山の世界文化遺産登録を視野にいたした、新たな鳴沢村のアピール策についての質問を許します。2番渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

富士山の世界文化遺産登録を視野に入れた新たな鳴沢村のアピール策について村長にお伺いいたします。

富士山が6月に世界文化遺産登録される予定となり、富士山周辺は観光客の増加が期待されます。

近隣市町村では、景観の改善やパンフレットの更新をして観光客の受け入れ準備を進めています。鳴沢村でも、観光客が素通りしないような魅力ある鳴沢村をアピールして、観光客を呼び込む必要があります。多くの観光客に来ていただけるよう、眠っている観光資源の有効活用が望まれます。

富士山世界文化遺産登録に向けて、魅力のある鳴沢村をアピールするための新たな取り組みはありますか。また、五湖台や紅葉台はハイキングコースとして広く知られていますが、

鳴沢村にはまだ一般的には知られていない観光スポットも数多くあります。新たなハイキングコースの設定や観光パンフレットを作成し、観光資源を活用する考えはありますでしょうか。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） ただいまの渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

まず、富士山世界文化遺産登録に向けて魅力ある鳴沢村をアピールするための新たな取り組みということですが、ご存じのように、富士山世界文化遺産登録については、6月16日から27日にかけてカンボジアのプノンペンで行われる第37回世界遺産委員会において登録の正式決定がなされる見込みとなっております。

登録決定後は、道の駅において記念イベントを実施したいと考えており、道の駅なるさわ及び富士山博物館の指定管理者であるJAなるさわや日食の協力を仰いでいるところであります。

詳細はまだ未定になっておりますが、イベントのほかにも道の駅施設に世界遺産登録を記念した横断幕を設置し、アピールする予定となっております。同様に、役場の屋上にも横断幕を提示し、村を挙げて世界遺産登録の祝賀ムードを盛り上げていくことをアピールしたいと考えております。

また、観光協会とも協議し、世界遺産登録を記念したのぼり旗を作成し、各加盟団体の施設に掲示していただくことにより、世界遺産登録を盛り上げていきたいと考えております。

さらに、富士山世界遺産登録を機に観光パンフレットをリニューアルして、世界遺産登録を絡めた鳴沢村のアピールをしていきたいと考えております。

そのほか、村民体育祭りや富士・鳴沢紅葉ロードレース大会などの恒例の村行事についても、世界遺産登録記念といった形の

文言を冠することにより、村民の参加者、観光客などを含め、みんなでお祝いしようという気運を高めていけるかと思っております。

質問の2番目の五湖台や紅葉台はハイキングコースとして広く知られていますが、鳴沢村にはまだ一般的には知られていない観光スポットも数多くあります。新たなハイキングコースの設定や観光パンフレットを作成し、観光資源を活用する考えはありますかというご質問に対し、答弁させていただきます。

新たなハイキングコースの設定は、現在のところは検討していませんが、人気のコースとなっている紅葉台、三湖台、五湖台を回るハイキングコースのパンフレット作成を検討していきたいと考えております。

このコースについての問い合わせは毎年多く寄せられており、世界遺産登録を機にさらにふえることが予想されます。資料送付を希望される方も多いのですが、このコースを詳しく紹介したパンフレットはこれまでにありませんでした。今回の世界遺産登録を機にパンフレットを新たに作成し、ルートや所要時間などを詳しく紹介するとともに、各眺望ポイントから見る四季折々のさまざまな富士山の姿や、青木ヶ原樹海並びに河口湖、西湖、本栖湖などの構成資産を望めることも紹介して、世界遺産を絡めたこのコースの魅力を改めてアピールしていくことを検討していきたいと考えております。

さらに、このパンフレットにおいて、道の駅を拠点として徒歩や路線バスなどを活用したコースを提案することも検討し、道の駅からの富士山の眺望などもアピールして、利用客の増加につなげていきたいと思っております。

また、現在配布している観光パンフレット「鳴沢村観光案内新聞」もリニューアルし、富士山世界遺産登録を絡めたアピール

を盛り込んだり、また、政司議員のおっしゃるような新たな観光スポットも掲載していくような内容で検討したいと考えております。これまで紹介していない新しいお勧めのスポットがございましたら、皆さんからもぜひ提案をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 質問はありますか。2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

パンフレットや新聞等をリニューアルしていただけるとのことですので、よろしく願いいたします。

特に、外国人がこれからふえることが予想されます。外国人向けの英語のパンフレットをぜひ用意していただいて、PDFにすればホームページにも載せることができますので、ぜひPDFにしてパンフレット関係をホームページのほうで拡充していただければと思います。

富士山の特に鳴沢側には弓射塚、氷穴、白大龍王、野尻等があります。また、富士山の麓には大沢、奥庭ですね、そういったものがありますので、ぜひ眠っている観光資源を有効活用するよう、ぜひよろしく願いいたします。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうもご提言ありがとうございます。

富士山にも色々な動物等も住んでいるわけで、検討しながら進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（田中 稔君） ここで、一般質問通告取り下げの報告をいたします。

6月10日に渡邊政司君から通告のありました「渋滞する国道139号線の迂回路確保について」及び「村の観光資源の有効活用策について」の質問は、本人より通告取り下げの申し出が

ございましたので、これを許可いたします。

これにて、渡邊政司君の一般質問を終わります。

ここで、一般質問通告取り下げの報告をいたします。

6月10日に渡邊明雄君から通告のありました「富士山世界文化遺産指定に対するの取り組みについて」の質問は、本人より通告取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたします。

次に、渡邊明雄君からの鳴沢村の防災対策についての質問を許します。3番 渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄。

鳴沢村の防災対策について質問させていただきます。

近々予測されている東海沖地震や他の災害などで早急に防災対策をするよう警鐘されていますが、鳴沢村はその地震や気象庁などから出されている富士山の噴火警戒レベルの規制などに対して、新たにどのような対策を計画・実施されていますか。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊明雄議員の質問にお答えいたします。

本村の防災対策としては、地震のみでなく各種災害に備え、地域防災計画の見直し中であり、昨年度は土砂災害ハザードマップの作成・配布、災害時用食料等備蓄物品の計画的な購入、国の補助を活用し、消防団へのトランシーバー14基の配布や、停電時に備えてLEDライト4基と発電機8基を購入しております。

また、システム面では、防災配信メールや例規集のクラウド化、他の県内市町村に先駆けて、ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話大手会社との緊急速報メールの導入を行っており、今年度は庁舎外へ住民情報のバックアップ化を計画しております。

また、J-ALERT、自動起動装置の全額補助が昨年度交付

決定されたため、国の有利な起債を活用して防災行政無線の機器更新に伴うデジタル化、庁舎・避難所・水道施設での自家用発電機の設置や消防団詰所兼車庫の建て替え、車両の更新等を予算計上しています。

なお、本年度は5回目となる防災訓練を来る9月8日に実施する予定です。自主防災会の活動を中心としたより現実的な内容の防災訓練を実施する予定ですので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

また、富士山の噴火については、平成24年6月に、山梨、静岡、神奈川の3県と周辺市町村、内閣府火山防災担当官や気象庁などの国の機関を含んだ富士山火山防災対策協議会が設置され、溶岩流などの流下物については気象庁が発表する噴火警戒レベルに沿った避難について計画案を策定しており、平成25年度に火山灰などの降下物に対しての避難についても策定する予定となっておりますので、計画策定後には全戸配布などで周知を考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 質問はありますか。

3番（渡邊明雄君） ありません。

議長（田中 稔君） これにて、渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、小林昭一君からの富士山世界文化遺産登録に向けての防災、避難計画についての質問を許します。1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

富士山世界文化遺産登録に向けての防災、避難計画について村長にお尋ねをいたします。

今月は、富士山世界文化遺産登録が決まるであろうと信じている一人ではありますが、富士山への観光客、特に外国人につい

ての避難計画、防災計画はどのように考えているのか。国、県との連携はあるのかどうか。鳴沢村の広報、宣伝活動についての考え方、方針を教えてください。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の質問にお答え申し上げます。

富士山を利用する登山者、観光客は、鳴沢村だけでなく広範囲に及びます。また、県や周辺市町村と連携し、外国人観光客などの避難対応をすることが必要だと思っておりますが、富士山への外国人観光客に対し、誰がどのように誘導するかなどの避難計画などは定まっておられません。

現在、防災において国、県、周辺市町村で構成されている富士山火山防災対策協議会が平成24年6月に設置されており、今後、この協議会でも登山者や観光客の避難について連携し、検討していくことになるかと考えております。

また、富士山世界文化遺産を想定した外国人観光客向けの安全対策として、夏山シーズンには5合目総合管理センターで登山者に対し登山マナーの指導体制を図る中で、英語、中国語などができる人材を配置するほか、安全登山の誘導員の増員や、今までパトロール主体であった富士山レンジャーにも登山指導やマナーの指導を行っていただくなど、安全対策の強化に努めております。

あとは、先ほどの防災対策の答弁と同じでありますので、省かせていただきます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 質問はありますか。1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

鳴沢村は富士山という字名もあり、また五合目までの道路も鳴沢村の地内を結構走っているところもありますので、村長みず

からリーダーシップをとっていただければと思います。

以上です。

議長（田中 稔君） 続いて、東海自然歩道周辺の整備についての質問を許します。1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

東海自然歩道周辺の整備について、村長にお尋ねをいたします。

東海自然歩道の一本木周辺から、最近では登山する人がますますふえていると思います。観光バスが何台も連ねているときもあるようですが、現状は、今仮設トイレが2基設置されておりますが、衛生的にも好ましくなく、利用者に不便をかけていると思います。恒久的なトイレを建設する計画はありますか。

また、立て看板等も大変見にくくなり、どこからどのようなことで質問を受ける村民もいらっしゃるようです。立て看板も必要だと思いますけれども、考え、方針を教えてください。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員の東海自然歩道周辺の整備についての質問にお答えいたします。

一本木に設置してあります仮設トイレは、過去、登山者が一本木周辺の民家にトイレを借りることが多かったため、登山者の多い6月から11月の半年間設置しております。

恒久的なトイレの設置につきましては、検討したこともありますが、バス等で来られる団体に対応するためには大型のトイレの設置が必要であり、土地の問題、また建設費用及び維持管理費が必要になることから、また一本木には駐車場がないこと等を踏まえ検討した結果、団体に対しましては道の駅なるさわに一度寄ってトイレ休憩をしていただくようご案内しているところでもあります。一般の登山者に対しては、仮設トイレで対応することもよいと判断いたしました。

また、東海自然歩道に設置してある看板は、東海自然歩道を管理している山梨県で設置してあるものです。これらの看板も老朽化していることから、毎年、山梨県に改修の要望を提出しております。また、県より委託を受け、鳴沢氷穴から一本木登山口までの東海自然歩道の美化清掃、利用者の指導、草刈り、歩道の簡易な修繕等、年48回程度のパトロールを実施し、東海自然歩道の保全を行っております。

鳴沢村としても、登山者がわかりやすいよう、より詳細な情報を提供できるようホームページの更新、ハイキングコースのパンフレットの検討、また補充する案内板等も検討していく方針で考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 質問はありますか。1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

恒久的なトイレのお答えについてですけれども、登山者は紅葉台から登って一本木におりる方もいらっしゃると思いますので、できれば、予算措置等の問題もあると思いますが、3基、4基程度でも十分、それから衛生的にもきれいなトイレをつくるということは鳴沢村のアピールにもなると思うので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

以上をもって質問を終わります。

議長（田中 稔君） これにて、小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、佐藤博水君からの青色パトロールカーなどによる安全安心パトロールの継続実施についての質問を許します。4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水。

青色パトロールカーなどによる安全安心パトロールの継続実施

について村長に伺います。

平成24年度に緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金による鳴沢村防犯パトロール事業や、児童の保護者による街頭防犯監視並びに安全指導が実施され、児童及び村民の安心と防犯に大きな役割と効果を発揮されましたが、平成25年度は、補助金の打ち切りにより防犯パトロール事業が終了しました。

最近の犯罪や事件などの発生状況や場所を見ますと、発生したほとんどの市町村では、まさかこの平和な場所ですかとか、身近で発生するとは夢にも思いませんでしたというような、地域の住民が話していることをニュース等で見聞します。

今後は、さらに犯罪等は多様化し、後を絶たないと懸念される中、安心して生活できる村づくりの構築を図るため、行政で力を入れるべき事業ではないかと考えますし、住民や児童の保護者からぜひ事業を継続してほしいとの熱い要望がございます。

財政が厳しい折、行政も住民も一体となり、自主的な防犯活動のできる団体の育成や、地域ぐるみで防犯活動を図るべきだと思いますが、安心安全対策をどのように充実させ、地域住民の生活の安定を図っていくのか、指針や方策を伺いたいと思います。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤博水議員の質問にお答えいたします。

青パトによる鳴沢村防犯パトロール実施事業について、その事業に至った経過について申し上げます。

以前から、教育委員が月に1回から2回の頻度で防犯パトロール車で村内巡回を実施していましたが、少ない人数の中では継続が困難な状況になっていました。

そのような折、平成22年度からの山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、100%補助事業ですが、この委託事業とし

て村の防犯パトロール等の警戒活動による街頭犯罪及び侵入盗防止、自殺防止並びに児童等の安全な通学等に資する防犯パトロール事業業務委託として始まりました。

事業の開始は平成22年10月1日からで、今年の3月まで2年半継続して実施されました。事業費は年間約800万円、総額では1,800万円余りとなっております。

3月まで使用していた青パトは、購入してからこの6月で20年が経過し、先月、職員が使用したとき、オイル漏れによりエンジンルームから煙が噴き出して途中で動かなくなりました。

これは修理してとりあえずは乗ることができますが、パトロールをするとなると、車を新たに購入しなくてはならないと考えております。

青パトによる防犯事業では、早朝から夜遅くまで村内道路をくまなく巡回し、防犯上の抑止効果があったことは認められますが、同様の事業を村単独で行うことは、諸経費の負担を考えると、現状では困難であります。そのため、村の駐在さんにも登下校時にはパトロールをお願いするような状況であります。

なお、児童の保護者による児童の下校時間には防犯監視活動は今年度も継続して実施しております。

このような中での青パトの再度パトロールは、ちょっと無理かと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 質問はありますか。4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水。

車が20年たってというようなことでございます。以前に、若い役場の職員数名が防犯パトロールにかかわる講習会を受講しました。非常に多忙なときで活用は難しいかと思っておりますけれども、その方々はほとんど活用されていないと見受けられますけ

れども、今後活用をどのようにしていくかということをお考えがあるでしょうか。お伺いしたいと思います。

また、車が故障ということで大変な経費もかかるわけですがけれども、何とか車を準備していただいて、できれば巡回パトロールを検討していただきたい、このように思います。児童の登下校時だけでも、交代でなんとか工夫していただければ非常にありがたいなど、このように思います。

また、当初、教育委員会の教育委員さんに講習会を受けていただいてパトロールしていただいたわけでございますけれども、その方々もおりますし、また第一線の勤務等を退かれた方々は非常に元気なわけでございます。こういう方々を対象にして、自主的な活動ということで実施を促進していただきたい。そして何とかパトロールはどうかなというふうに考えています。

私も講習会を3回ほど受講しておりますけれども、都合がつけばぜひ協力をさせていただきたいと、このように考えています。

本当に多忙な皆さんですけれども、負担の軽い街頭防犯活動、この実施を年間を通じて何とか検討していただきたい、このように思いますが、よろしくお伺いしたいと思います。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 佐藤議員の提言、ありがとうございます。

職員というわけにはいきませんので、ただいま佐藤議員が申し上げましたような、そういう方々のご協力をいただく中で検討させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（田中 稔君） 4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） まことにありがたい意見をありがとうございます。ぜひ自主的な活動ということで、そういう支援をしていただきたいと、そして協力していきたいと思っておりますので、ぜひ

よろしく申し上げます。

議長（田中 稔君） これにて、佐藤博水君の一般質問を終わります。

次に、三浦利雄君からの景観条例制定についての質問を許します。6番 三浦利雄君。

6番（三浦利雄君） 6番 三浦利雄。

景観条例制定についての質問をいたします。

私は、今年の5月27日の山梨日日新聞に、富士山世界文化遺産登録の前にふさわしい町へという見出しで富士山の世界文化遺産登録を前に、山中湖村は村内にある消火栓と消火ホース格納箱、消火栓標識の支柱を茶色に塗るかえる作業を始めた、富士山の麓にふさわしい自然と調和した町並みづくりを進めることが目的で、富士河口湖町や忍野村も類似の取り組みを予定しているという記事が目にとまりました。

そこで調べましたら、3町村は山中湖村が平成22年5月17日、忍野村が平成23年6月30日、富士河口湖町が平成24年12月11日に景観条例を制定しました。参考までに、県も平成2年に制定済みです。

さて、そうなると、村の景観条例はどうだろうか興味湧くわけであります。私の認識不足の面もあろうかとは思いますが、行政として景観条例制定の計画あるいは考えはあるのか。あるとすればその内容、ないとすればその理由を、本来であれば長に質問すべきですが、今回は企画課長に答弁を求めます。

議長（田中 稔君） 企画課長。

企画課長（渡辺重夫君） 三浦利雄議員のご質問についてお答えします。

村の全体が富士箱根伊豆国立公園となっている自然豊かな鳴沢

村において、村を訪れる観光客に対しての良好な景観づくり及び住民に対する自然環境保全の景観啓発のため、また、富士山世界文化遺産登録を目前に控えており、その中でも景観形成推進が重要課題として取り上げられていることから、景観行政団体へ移行し、村が主体となり景観形成を実施していくための指針となる景観計画策定に向けて準備を着々と進めているところでもあります。

現在までの進捗状況は、景観計画を策定するためには、まず景観行政団体となることが必要なため、知事との協議により景観行政団体になりました。その後、山梨県景観計画策定事業費補助金を活用し、環境アドバイザーという見識者の助言を受けながら、策定委員会で素案を作成しました。その中で、景観法に基づく景観重要公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならないことから、国道については国土交通省関東地方整備局、県道については山梨県、道路標識等については山梨県警本部と協議を行い、時間はかかりましたが同意を今得たところでもあります。

今後は、景観条例・規則の制定、景観計画の策定を行う予定ですが、条文や計画等の作成につきましては、既に鳴沢村は自然公園法の対象となっておりますので、それ以上の規制はないことを予定しております。

景観計画においては、対象となる行為には、建築物や工作物の新築、土地の形状変更等ありますが、ほとんどの行為は自然公園法の規制で守られており、自然公園法の申請を行った場合は、景観条例においては届け出不要となります。

また、屋外広告物につきましては、自然公園法及び山梨県屋外広告物条例により規制されておりますので、景観条例において規制する対象には含まれておりません。策定後は、住民及び関

係者へ周知啓発を行い、住民の景観に対する意識の向上を目指し、行政と住民と一緒に協力し、景観を整備していくことができればよいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 6番 三浦利雄君。

6番（三浦利雄君） 27市町村中10市町村、いわゆる3分の1が制定済みの現状であります。課長の答弁の中にもありましたように、富士山の世界文化遺産登録がユネスコから今月正式に登録されるというタイミングでもありますので、計画していただいているようでございますので、早い対応を期待いたしまして、質問を終わります。

議長（田中 稔君） これにて、三浦利雄君の一般質問を終わります。

次に、小林利雄君からの富士山入山料についての質問を許します。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

富士山入山料について村長にお伺いいたします。

富士山が世界文化遺産に間もなく登録され、観光客もふえると思います。静岡県では入山料を徴収することに決まりました。山梨県では6月12日、横内知事が富士北麓地域6市町村長と会合し、静岡県と足並みをそろえて試験的に徴収することに決まったようですが、村長さんはどのような考えを持っているかお伺いいたします。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

富士山世界文化遺産登録を目前に控え、富士山周辺地域への関心度及び注目度は、マスコミをはじめ高まっております。特に登山者の増加が予想されるところであり、入山料と言われる、

これはマスコミが言っているわけで、私は、入山料では富士山に入る人、2合目、3合目、5合目に行く人からも徴収することは、林道も何本もあり、また入会権の問題も絡んでくるため、無理だと考えており、富士登山の人だけにするようにと提言させていただいております。

富士山環境保全協力金協議会においても、登山者が多くていろいろ問題が出てくるので、受益者負担で登山者から協力金としていただくことで、北麓の市町村長は共通認識していたわけがあります。また、来年度から山梨、静岡で本格的に導入が決まっていました。

そんなことから、来年度から山梨、静岡で県同士で話し合っ決めていただきたいということになっていたわけですが、静岡県ではこの夏に試行するという新聞報道がなされ、それで北麓の6市町村で知事に、静岡だけでなく山梨もこの夏の試行をお願いしたのが5月28日で、それを受け、知事が6月12日に市町村の意見を、また考えを聞いて、山梨側でもこの夏の試行に努力すると昨日の新聞報道になったわけがあります。

これは、よく聞いてみますと、やっぱり入山料となると富士宮の富士浅間神社が同意しないという話も伺っておりますし、静岡側は登山口が3、4ですか、登山口があるわけで、今年の試行は富士宮口だけ2週間ぐらいで、同意いただければもうと軽いような感じであります。

そんなことを踏まえ、山梨でもそんな格好でもいいから実施してくださいという考えで6市町村の考えはまとまっているわけですが、山梨県富士山文化遺産保存活用推進協議会といういろいろな利害関係のある人たちもいる会でまとまるわけではないと考えております。これも、山小屋、売店等入っているので、これも知事が県で説得することになっております。

私の考えとしましては、登山者が飽和状態で環境保全と安心安全登山のためですから、利用者負担で協力金として6合目の安全センターで1人1,000円ぐらい、子どもを含めるか半額にするかは研究の余地があるかと思いますが、考えているところでもあります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（田中 稔君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 富士スバルラインは2万9,550メートルあり、61.4%が鳴沢村を通っています。富士河口湖町、富士吉田市は、ホテル、旅館、山小屋等多く、それなりの富士山からの恩恵を得ております。鳴沢村は5合目以上も広大な行政区域になっています。協力金は、登山者の安全、トイレ、登山道の整備に使われることは承知しておりますが、地権者として協力金を面積割で何%かもらう考えはありますか。お尋ねいたします。

議長（田中 稔君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 協力金は、登山の安全、またごみ、し尿等の問題に使うことと考えておりますので、村でもらう考えはありません。

議長（田中 稔君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 鳴沢村の利益や損益も考慮してやってもらいたいと思います。

以上で終わります。

議長（田中 稔君） これにて、小林利雄君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（田中 稔君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第71条第1項の規定により閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（田中 稔君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中 稔君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成25年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年6月14日

議会議長

署名議員

署名議員